

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
200	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の交付対象の拡充	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの受入環境の整備等を促進するため、地方公共団体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるように交付金の対象を拡充すること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、令和2年度補正予算で計上された地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス施設は交付対象外とされている。そのため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィスでは、サテライトオフィス等を利用する企業の進出を支援する「進出支援事業」(最大100万円/社を助成)や施設のプロモーション等を行う「サテライトオフィス等開設支援事業」が活用できず、当県における企業誘致活動に支障を来している。	過年度採択事業の対象施設の誘致活動事業を交付対象とすることで、積極的な誘致活動を行うことができ、サテライトオフィスの入居が進み、交付金の目的である地方への人の流れを創出することができる。	令和3年12月17日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の取扱いについて」	内閣府	岐阜県、栃木県
234	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地域女性活躍推進交付金の採択において複数年度の計画期間を認めること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度分を継続して採択することを認めること。また、同交付金の「活躍推進型」について、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」については、「地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組」と併せて実施するという要件に加えて、先進的、先駆的な事業である必要があるとする要件や、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった要件があるが、これらを緩和し、柔軟で使いやすい制度とすること。	女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画について、当県では複数年度で計画を策定しており、当該計画に基づき、地域の課題解決に向け、複数年度継続して事業を行っているが、地域女性活躍推進交付金については、単年度ごとの採択となっていることから、安定的な財源を確保できず、事業の継続性を担保することが困難になっている。また、職業生活における女性活躍を推進する上では、その根底にある意識の変革を図り、人材を育成することが必要であり、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」についても、一体的に進めることが重要であるが、総事業費に係る上限等、複数の制約があることから交付金の活用に支障を来している。	複数年度分の継続した採択が認められることにより、事業の継続性を担保することが可能となり、効果的な事業執行が見込まれる。また、交付要件の緩和により、地域の実情に応じた女性活躍に関する取組を一体的に進めることができるようになり、職業生活における女性活躍を推進するに当たり、必要となる根底にある意識の変革を推進することが可能になる。	地域女性活躍推進交付金公募要領	内閣府	秋田県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、藤里町、三種町、八郎潟町、東成瀬村、高知県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
200	北海道、長野県、可児市、名古屋市、京都府、兵庫県、高松市、福岡県、熊本市	<p>○当市においても、国の令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)のうち、「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を活用することを検討したが、過年度に同交付金を活用して整備したサテライトオフィスを対象とした事業の申請が不可能とされ、かつ、その他の当市内サテライトオフィスのうち特定の施設を対象とする事業を実施する予定もなかったため本交付金の申請自体を断念した。</p> <p>当市が地方創生テレワーク交付金を活用して整備した施設は、昨年度末に整備を終え、今年度から本格的に首都圏等企業等の進出支援事業を実施する方針としていたところであり、同交付金を活用できなかったことにより、効果的な誘致活動を展開するうえでの支障が生じている。</p>	<p>「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)」は、交付対象事業年度における施設整備やプロモーション活動を支援するものであり、事業の採択に当たっては「働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか(自立性)」が重要な判断要素であることを明示しています。</p> <p>そのため、採択された事業についてはいずれも、申請団体から提出された計画書において、交付対象事業年度以降、当該申請団体の自主財源や民間資金の活用等により、プロモーション活動等に自立かつ継続的に取り組むことが明確に記載されております。</p> <p>したがって、過年度採択事業の対象施設を対象に本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を再度活用することは、当該団体自身が事業の自立性を否定するものであり、申請・採択された計画書と矛盾することになります。</p> <p>以上により、過年度採択事業の対象施設を対象に本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を再度活用することは、原則的に不可としております。</p> <p>ただし、令和4年度第2次補正予算で措置した「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型」においては、過年度採択事業の最終年度末におけるKPIを達成済みである場合に限り、事業に一定の自立性が担保されていると判断し、過年度採択事業の対象施設を対象に本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を再度申請することを可といたしました。</p>
234	入間市、神奈川県、長野県、京都市、八尾市、島根県、熊本市、沖縄県	<p>○地域女性活躍推進交付金を活用して、女性の就労・働く環境整備の推進および女性が活躍できるまちづくり事業を計画している。働く環境整備にあたっては、複数年度に渡り継続して実施しなければ効果が見えてこないことから、単年度ごとの採択となっている交付金の支給を見直し、安定的な財源を確保できるよう、複数年度分の採択が認められることが望まれる。</p> <p>○採択にあたっては、新規性や先進性のある事業が重視されており、複数年を見据えた計画的、持続的な事業構築が難しくなっている。</p> <p>○地域女性活躍推進交付金の採択は、新規性や先進性がある事業が優先されるため、事業を継続することが難しく、安定的な取組が実施できない。</p> <p>○当県では令和3年度から、地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」を活用した女性支援事業を実施しているが、支援対象となる女性は複合的な課題を抱えている場合が多く、反復・継続した相談対応が必要となることが課題である。</p> <p>複数年継続した採択が認められれば、中長期的な支援計画を立てることが可能となり、より効果的に事業を実施できる。</p>	<p>地域女性活躍推進交付金は、事業実施主体となる地方公共団体に対する国の補助金であり、予算単年度主義による取扱いを行う国庫を財源としている。複数年度分を継続して配分する取扱いは、後年度の財政硬直化への影響の観点から慎重に考える必要がある。</p> <p>提案団体及び共同提案団体の合計23団体が、令和3年度当初予算における1団体当たりの単純平均配分額1,282千円(交付決定総額:149,971千円、交付団体:117団体)に相当する金額の交付金事業を令和3年度に続き同額で令和4年度も継続して実施した場合、2か年度目に他の単年度事業に充当される交付金額は、総額から29,486千円減少することになる。この減少幅を本交付金の令和4年度当初予算額300,000千円と比較した場合、単年度事業へ充当可能な予算額は約10%減少し、令和4年度当初予算額に対する1団体当たりの単純平均配分額4,609千円で換算すると、6.4団体分の単年度事業が採択されないこととなる。大幅な予算額の伸びが期待できない中、後年度において複数年度分を負担する分、単年度歳出分が削られることとなり、結果として複数年度分を継続して採択となった一部の地方公共団体に配分が集中することから、全体として配分の不公平感が生じることとなる。</p> <p>本交付金では、ノウハウ・実績のない地方公共団体にも先鞭をつけて、広く全国に取組を広げていく政策目的があるところ、複数年度継続申請のあった一部の地方公共団体のみには本交付金の事業実施効果が限られてしまうのは、本来あるべき趣旨から外れることになる。また、新規性や先進性のない、本来地方公共団体自らが自立して実施すべき事業について、継続的に国の補助金に頼って事業を実施することは地方公共団体の自立をかえって阻害することになる。</p> <p>本交付金の「活躍推進型」の事業の実施においては、女性の職業生活における活躍を推進するという法律の趣旨をまずは実現させることが必要である。このため、関連事業において、仮に提案のような、本交付金の目的である「先進的、先駆的」なものである要件をなくし、「併せて」実施することなく関連事業を独立させて実施し、「総事業費の20%以内」という予算額の歯止めもなくすることは、本交付金事業の本来目的を毀損してしまうことが懸念される。</p> <p>以上のことから、提案の措置を講じることは困難であると考えます。</p>